

提 言

私たちPLオンブズ会議は、わが国に欠けている消費者事故等の調査機関を創設するよう、現在国会に提出されている消費者安全法の一部を改正する法律案をめぐって検討してきました。

具体的には、最近多発している立体駐車場で転落事故、介護ベッドでの事故、車のスライドドアの事故について調べたところ、事故原因が究明されていない現状があることを知りました。

そこで、新しく消費者庁にできる事故調査機関「消費者安全調査委員会」がこれらの事故原因究明にどこまで機能するのかを、消費者庁との質疑や制度創設を審議した検討会委員の皆さんとともに検証してみました。また、わが国に存在する事故調査機関の先輩格「運輸安全委員会」からも、原因究明の現状や改善点を学びました。

これらの検討の結果、私たちは、消費者庁をはじめとする関係機関に、次の諸点を要望いたします。

- 1 私たち消費者は、今日まで手がつけられてこなかった沢山の消費者事故について、消費者庁に創設される新たな事故調査機関で原因究明をしてもらいたいと希望していますが、今予定されている予算や人員の規模では、不十分です。今後、予算・人員を増やすべきだと考えます。国の予算や人員は、実績を上げ必要性が認識されることで増大します。そのためにも新たな事故調査機関「消費者安全調査委員会」では、事故原因を深く掘り下げて、明確な再発防止勧告を出すよう期待します。
- 2 消費者に役立つ原因究明をするためには、新たな事故調査機関の事務局、委員、調査専門家が、事故調査の意義・目的・手法等に対し、運輸安全委員会だけではなく、海外の事故調査機関の先例を学ぶなどして、真に消費者のためになる成果を上げるようにすべきです。
- 3 新たな事故調査機関での事故調査にあたっては、捜査機関に証拠収集を独占させることなく、原因究明に特化した調査に、同時並行的に入ることができるよう、警察庁などと十分調整し、ルールを確立すべきです。
- 4 新たな事故調査機関では、他機関が既に調査した事故や、過去に社会問題になりながら未だに原因究明が不十分な事故についても、消費者目線から改めて評価しなおし、果敢に調査すべきです。
- 5 新たな事故調査機関だけでなく、他機関における事故調査においても、今後消費者の視点から原因究明や改善勧告をするように姿勢を変えるべきです。

ところで、本日現在、消費者安全法の一部を改正する法律案は、国会で審議中です。私たちが本報告会で指摘した上記の課題は、国会審議の中で確認され、附帯決議などに引き続き検討することを明記すべきです。

そのうえで、早期に法案を成立させ、「消費者安全調査委員会」が予定通りスタートすることを望みます。

2012年6月27日

全国消費者団体連絡会
PL オンブズ会議